

三重県社会福祉審議会議事録（平成13年6月4日開催分）

1 開会

（事務局）

只今から社会福祉審議会を開催します。会議に先立ちまして健康福祉部長から一言あいさつを申し上げます。

2 健康福祉部長挨拶

（健康福祉部長）

本日はご多忙中にもかかわらず、多くの委員の皆様にご出席いただいたことにお礼申し上げます。また、委員の皆さんが携わる各分野で本県社会福祉の向上にご尽力いただいていること、県福祉行政にご協力をいただいていることに改めてお礼申し上げます。

昨年度から、高齢者福祉専門分科会や児童虐待防止部会を新設するなど、審議会を県民により近く、かつ、県民の声が反映されるものにし、県の各種施策を反映させていこうと取り組んできました。

審議の中で、本審議会と各専門分科会の役割分担をもっと明確にする必要があるとの意見があり、前回、事務局案を示させていただきましたが、十分に納得いただけない部分もあると感じました。今回、地域福祉計画をつくるという重要なものは本審議会でもらうことがふさわしいのではないかと考え、提示する案もかなり修正しました。できるだけ実質的、有意義な審議をしていただけるようにゼロベースで見直した結果であり、ご理解のうえ、忌憚のない意見をよろしくお願いします。

また、本年度は3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選の年に当たります。民生委員・児童委員は、地域の福祉活動の推進に非常に重要な役割を担っています。今日は、審議会に引き続き民生委員審査専門分科会を開催させていただきます。分科会所属の委員の皆様には長時間にわたる審議をお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願いします。

（事務局）

続きまして委員の紹介ですが、配付した出席者名簿でかえさせていただきます。なお、県議会の役員改選に伴い今回から貝増議員に委員をお願いすることになりました。本日もご出席をいただいておりますので、自己紹介を兼ねて一言ご挨拶をお願いします。

(貝増委員)

皆様はじめまして、桑名市選出の貝増吉郎です。学識経験者というよりは県民代表という気持ちで参加していきたいと考えています。皆様方といっしょに自分に与えられた責務を全うし、すこしでも本県福祉の向上にお役にたてればと考えていますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

どうもありがとうございました。事務局ですが部長以下関係各課長が出席しております。人事異動のあったもののみ紹介させていただきます。(本多健康福祉部次長、古庄長寿社会課長、植田こども家庭課長を紹介)

遅くなりましたが、司会進行は私、健康福祉政策課企画監の太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは会議に入りたいと思います。

本日の会議は委員総数 20 名中ご出席いただきました委員は 14 名でございます。三重県社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項に規定する定足数、委員の過半数 11 名に達しておりますので会議は有効に成立しておりますことをご報告申しあげます。

それでは議長の選任に入りたいと思います。議長につきましては、三重県社会福祉審議会要綱第 4 条で、委員長となっておりますが、本日は欠席ですので、職務代理者である大川委員に議長をお願いしたいと思います。大川委員よろしくお願いいたします。

(議長)

大川でございます。皆様、本日はご多忙のところを出席いただきましてありがとうございます。

私事で申し訳ございませんが、私は民生委員・児童委員の代表として審議会に参加しております。昨年 4 月に介護保険が始まりました。それまで私達民生委員は、それぞれの地域で、高齢者の特養ホームの入所の斡旋やデイサービスの利用などの面倒を見てまいりました。介護保険が始まってからは、介護が必要な人は介護保険法の適用を受けて在宅サービスを受けているんですが、対象外の人がいづまでも元気に暮らしていけるように支援していくことに力を注いでおります。現在は在宅支援センターと常に連携をとりながら、介護保険の対象者も対象外の人も一緒になって担当区域で面倒をみているという状況です。介護保険が出来ても全ての福祉が全うできるわけではありま

せん。介護保険は在宅サービスの一部でしかないので、これからも地域で頑張っていこうと思っておりますのでご協力をよろしくお願い致します。

今日はひとつよろしく審議のほどをお願いしたいと思います。

3 審議事項

(健康福祉政策課長)

「三重県社会福祉審議会の運営のあり方について」説明

(議案については別添ファイルを参照)

(議長)

ありがとうございました。只今の説明について、ざっくばらんにどんどん意見を述べてもらいたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(高鶴委員)

障害者の分野については障害者施策推進協議会が当面中心となって審議すると提案がありましたが、当審議会と協議会の重さというか位置づけはどうなるのか。協議会で了承されたことは当審議会では関与しないというようには扱ってほしくない。

(障害保健福祉課長)

当審議会も協議会も共に法令に基づいた組織であり、上下の関係はなく対等な関係にあります。また、精神障害の分野については、同じく法令に基づいた三重県精神保健福祉審議会があります。

(健康福祉部長)

少し補足すると、法の上では互いに対等な独立した関係にあるわけですが、実際には事務局が連携を密にしていこうとすることでうまく運用できるのではないかなと思う。どうしても調整が付かず、審議会と協議会の意見が対立するような場合は、合同会議を開くこともあり得る。

(高鶴委員)

いままでもいろんな場で障害者のことが検討されたが、社会福祉審議会には一度もかけられずに議会で討議され決定されていった。いなば園のあり方についての検討会など重要な問題については、その都度話し合う場を設けて

もらい集中的に議論もしているが、三重県の福祉がどういう方向に向かうのか、この社会福祉審議会に出ていればわかるという会でなければいけないと思う。はっきりいって、この審議会であまり重要な問題の審議に関わったという記憶がない。この審議会では三重県の福祉の動きの全体像がわかるような話を聴かせてほしいという希望がございます。

(健康福祉部長)

高鶴委員のご指摘は、これまで審議会の位置づけが不明確であったこと、また、県行政のスタンスとして審議会に十分な情報提供を行ってこなかった、審議会の活用を怠ってきた影響が大きいと思う。

のちほど説明しますが、健康福祉部では部の運営に関する基本指針を2年前からつくっています。これまでPRも足りなかったところもありますが、それをもとに審議会や協議会がその目的を実現するためにはどんな施策が必要なのか審議していくように運用の仕方を変えていかなければいけないと思っています。

もちろん横断的な情報の共有化についても十分でなかったところもあります。社会福祉審議会はまさに福祉を総合的に考える審議会でありますので、この審議会に出ていれば、最低限全ての分野の情報が集まる、状況がわかるという体制にしていきたいと思えます。

1つのテーマでも、いろんな切り口があり体系的に整理が難しいこともありますし、いろんな立場の方のいろんな意見を聴き、県が責任をもって対応していくということで審議会、協議会の役割分担をご理解いただければと思います。

(議長)

私個人は身体障害者福祉専門部会に属していますが、これまで書類審査はありましたが、実際に開催された記憶がない。これまでの開催状況はどうなっていますか。

(障害保健福祉課長)

身体障害者福祉専門分科会の下に審査部会があり、こちらで障害程度の審査をしています。専門分科会は、指定医の問題や審査内容に関する事など審議事項が限定されたものになっており、近年特に問題になった事項もございませんので開催しておりません。

身体障害に限らず障害者施策全般を議論する場として、施策推進協議会を位置付けています。

(山本委員)

役割分担はこれでよいと思うが、現実には、児童福祉専門分科会はこれまで里親と保護受託者の審査という狭い範囲の問題しか扱ってこなかった。やっぱり、専門分科会においては児童の問題を幅広く取り上げ、そこで議論したことを本審議会に持ち寄って横断的に考えていくということが一番大事だと思う。専門分科会の皆さんは確かにその分野のことはよく理解しているが、どうしても議論の幅が狭くなりがちである。

(こども家庭課長)

児童福祉専門分科会についてご意見をいただきましたが、今後は児童福祉全般を議論する方向に変えていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(貝増委員)

審議会に託された問題を審議するだけでなく、託された問題以外の議論や審議会から県行政への提案は可能なのか。

(健康福祉部長)

もちろん審議会の総意としての提案は可能であるし、県行政としても施策に反映するよう努力する。また、審議会の運営についても、各専門分科会は適切に運営されているはずですが、本審議会はある種監視機能も持っており、専門分科会の運営が本審議会の意向と大きくずれているようなことがあれば、役割分担の見直しをこの場で議論すればよいと考えている。

(柏木委員)

地域福祉計画について、県の計画と市町村の計画はどのような関係になるのか。県の計画には市町村の意向を十分反映させていただきたい。

(山本委員)

上野市でも地域福祉計画策定の準備をしているが、県は市町村の計画を踏まえて県の計画をつくるのか。

(健康福祉部長)

地域福祉計画策定にあたっては、県の基本的な方針も示さずに、市町村に計画策定を働きかけることは適切ではない。県が基本方針を示し、市町村の動向をある程度把握してから、市町村を支援していくには県はどのような施策が必要なのか検討し、県の計画を詰めていくという手順がよいと考えている。

医療計画の際は、県の計画をつくってから地域の計画をつくったが、介護保険のときは、まず市町村が作ってから県の計画をつくるというように国の方針も変わってきている。地域を無視しては実行が伴わない。

(松村委員)

審議会の運営方針については、前回から比べるとよく整理されておりよいものになったが、少し荷が重すぎないか。方向性はこれでよいと思うが、年3回程程度の開催で、時間もなく、あまり役割を重くしても責任が果たせるのかとの印象を持った。

(議長)

私個人としても、ここまで審議会に重要な役割を持たすのはどうかと思う。委員は県の福祉行政に対する意見を自由に言えばよいのであって、審議会としての決議までは不必要ではないかと思うのですが。

(健康福祉部長)

最終的に施策を決定し、予算(案)をつくるまでは行政の責任であり、審議会の責任をそこまで重く考えてもらわなくてもよいと思う。むしろ、これまで審議会を活用せずにうやむやのうちに行政だけで決めていたことのほうが問題であったのではないか。

本審議会では大きなことを決めていただき、専門的なことは分科会で決めていただく。本審議会と分科会の連携で効率よく審議していただければと考えています。

(日野委員)

児童関係の仕事をしていますが、福祉の分野だけでなく生涯教育や人権センターの協力がなくなかなかうまくいかない。行政のいろんな分野が互い

に連携し、情報交換を密にすることが大切なのでよろしくお願いしたい。

(高鶴委員)

知的障害については、児童福祉専門分科会で知的障害児だけでなく知的障害者の問題も審議していくことになっている。しかし、現状は里親の認定の審議で精一杯であり、知的障害のことを審議する余裕はない。また、障害者施策推進協議会は不定期にしか開催されない。専門分科会や協議会があるからそちらで審議するというが、私たちの意見を聴いてもらう場があるのか疑問である。ましてや、身体障害、知的障害、精神障害と個別の問題になってくると共通の場で話しがかみ合うとは限らない。

児童福祉も大切ですし、高齢者福祉については、だれもが高齢者になるのでみんなの関心も高い。障害者は、かばってあげるだけという社会の動きの中でだんだんと気持ち的に狭められているという思いが強い。もう少し位置付けを明確にするなど配慮をよろしくお願いします。

(議長)

他に意見もないようですので、お諮りしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。ご異議ないようですので、事務局案どおり了承することとします。

続きまして、「地域福祉計画の審議の進め方」について事務局からの説明をお願いします。

(健康福祉政策課長)

「地域福祉計画の審議の進め方について」説明
(議案については別添ファイルを参照)

(議長)

ただいまの説明に対して質疑等あればよろしくお願いします。

(委員数名から)

地域福祉の定義がよくわからない。

(健康福祉部長)

確かに、「地域福祉」の計画なのか、福祉計画の形容詞としての「地域」

なのかわからない部分がある。都道府県の計画も地域福祉支援計画になっているが、市町村の地域福祉を支援する計画と解釈すると、都道府県の単位は地域ではないことになる。市町村の区切りが最低限の地域の区切りでそれに関する社会福祉の計画という意味になる。県の行政でも「地域福祉」という定義があいまいになっている。

(議長)

私個人としては、地域福祉の地域とは市町村よりさらに小さいほんとは限定した地域と考えている。社会福祉協議会では、この地域を単位に行政だけでなく地域住民も巻き込んだ福祉活動を推進している。地域福祉を推進するには地域の社協との連携が不可欠であり、行政だけで計画をつくってもうまくいくのかと疑問に思う。

(山本委員)

私は地方分権には第三の分権が必要だと言っているんです。国から県へが第一、県から市町村へが第二、第三の分権というのは市町村からさらに小さい地域への分権である。地域福祉活動を推進するには、極端に言えば大字単位に権限、財源をおろすとともに、社協が強く関わる必要がある。

(石井委員)

学術的なことは抜きにして、地域と言った時に皆さんの頭に浮かぶのはエリアだと思います。それが行政区域であったり、近畿や中部であったり、南勢地域であったりと様々です。地域という漠然とした言い方ではどこを指すのかだれも答えられないんです。

地域福祉推進計画はどの地域を指すのかと聞かれるとわからない。ゴールドプランにしても、一番最初はトップダウン方式で国が整備計画を作り、それから都道府県、市町村へと分かりやすかったんですが、今回のゴールドプラン21はエリアを限定するなら中学校区だと言われています。民生委員の方がおっしゃられたように、歩いてお年寄りや児童、障害者の人たちが集える範囲ということです。

そうなると町村社協のエリアになる。しかし、中学校区といったときにすべて社協がやれるかとなるとこれも無理がある。なにを中心にやるのかを検討した後に、そのための地域、エリアはどこかと詰めていかないと、漠然と県地域福祉計画といってもわからない。

県の計画づくりでは、市町村の地域福祉推進を支援するとはっきり書かれています。例えばNPOやボランティア活動にまで県が関与するののかとの意見もありましたが、NPOの組織運営やボランティア活動の中身にまで口を出すのではなく、活動しやすい環境をどう整えていくのかということである。

市町村によってはボランティア活動が進んでいる地域もそうでない地域もあり、そこを連絡調整をしたり落ち込んでいる地域を支援していくという部分で環境整備をしていく。ネットワークを結んでいくのにどこを中心にしていくのかを考えるのが県であって、実際の運営・管理・システム作りは市町村が行う。もう一つは市民レベルで作られたものに関しては市町村でさえも口出しできないので、活動しやすい環境にしていく方向で計画を立てる。というふうに私は解釈をしました。

また、社会福祉を目的とした事業に従事するもの、つまり人材の確保と資質の向上に関しては是非とも県にやっていただきたい。

(高鶴委員)

知的障害者育成会の人間として地域福祉という言葉をどうとらえているかをお話させて下さい。厳しい社会情勢、経済情勢になってきたときに、昔は福祉といえば施設福祉だったのが、これからは施設整備を進めることが難しくなった。ノーマライゼーションという考えが定着して、もう一歩進んでインクルージョンと進んできている中で、地域福祉というのは地域の社会資源の整備計画ととらえています。施設で措置されるのではなく、地域であたりまえに暮らしていくためには老人、障害者も生まれ育った所でどう生活していったらいいか、それを支えていくシステム、いろんな事業、人の心、人育てという全ての問題を地域福祉推進計画と表現していると理解している。私達も自分で努力していきながら行政に支援していただく部分はこういう事だと声を出していけるように研修を重ねていきたいと内部で話をしております。そういうふうに考えていくと地域福祉というのは地域で家族だけが支援者でない。家族介護が最上だった時代よりは社会全体でいろんなお年寄り、子供、障害者、あらゆる人達を支えていく制度を作っていくためのシステム作りではないかと考えております。

(山本委員)

そのとおりだと思いますが福祉の分野でシステム作りがされると、北川知

事がおっしゃられたように協働という事になってくると思います。行政が、社協が、ということではなく協働しての活動が重点的に入ってくるわけです。福祉の分野だけではなく教育や全ての分野においてなされていく必要があるわけですから、革命的な第一歩ではないかと思います。

（委員数名から）

計画策定までの流れはどうなるのか。審議会が答申を出したあとの手続きはどうなるのか。議会との関係はどうなるのか。

（健康福祉政策課長）

審議会の答申を尊重して県は計画をつくることになりませんが、平行して市町村の意見も聴いていくことになると思います。審議会では、計画をつくってそれで終わりにするのではなく、さらによいものにしていく議論をしていただきたいと考えています。

議会との関係は、期間が5年以上ですと議会の承認が必要になります。現在、計画の期間がどれくらいになるか未定ですが、当然、議会に報告等させてもらうことになります。

（議長）

計画の内容等については、次回以降の審議会でご議論していただくことになります。今回は、審議の進め方がついてこれでよいか皆様にお諮りしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。ご異議ないようですので、事務局案どおり了承することとします。

続きまして、報告事項に移ります。事務局より一括して説明願います。

4 報告事項

（健康福祉部次長）

「健康福祉部の運営に関する基本指針について」報告

（詳細については別添ファイルを参照）

（健康福祉政策課長）

「健康福祉部の組織改革について」

平成13年度から健康福祉政策課内に健康危機管理対策室と地域機関改革支援グループを新設したことを報告

(こども家庭課長)

「ドメスティック・バイオレンス対策について」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成13年4月に成立し10月から施行されることと、平成11年度三重県女性相談所の活動状況を報告

(議長)

それでは、只今の報告に関してご意見、ご質問等あればよろしく願います。

(神山委員)

ドメスティック・バイオレンス対策ですが、法律には配偶者からの暴力は上がってますが、子供からの暴力の場合はどういう所で相談させていただくのでしょうか。

(こども家庭課長)

この法律では子供からの暴力については規定しておりません。子供からの暴力、すなわち家庭内暴力につきましても、児童相談所が県内に5地域あり、そちらで相談等対処しておりますので、ぜひそういうケースがありましたら児童相談所までご連絡をお願いします。

(神山委員)

法律では、命や体に重大な危害を受ける場合でないと発令されないとありますが、重大な危害を受ける以前に、重大な危害の一步手前という場合がたくさんあると思うのですが、そういう場合をどのようにお考えですか。

(こども家庭課長)

まさにそのあたりが課題となっているわけですが、今のところ法律によりますと「生命または身体に危害を及ぼすもの」という規定になっておりまして、現実的に相当危険な状態であることを求めております。それと同時に経済的な暴力とか精神的な暴力というものもございまして、それは法律には明記されておりませんので、この法律の課題だと挙げさせていただいております。

(松村委員)

課題の所ですね、社会的暴力という言葉が出てくるんですが、具体的にはどういう事なんですか。

(こども家庭課長)

社会的暴力というのは具体的な例示といたしましては配偶者の外出を制限するとか親や兄弟と会わせないというような事を一般的に社会的暴力と言っております。

(議長)

他にご意見、ご質問はございませんか。質問もないようですので本日の会議はこれを持ちまして終了とさせていただきます。これからも委員の皆様には審議会活動へのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。